

## 労働時間の取扱いに関する第3回の議論の概要

### 1 出来事の有無に関係なく、その長さのみを要素として強い心理的負荷と評価できる労働時間（極度の長時間労働）について

極度の長時間労働で認定されたのは140時間以上なので、140時間以上だったら認定されるというのははっきりしていると思う。ただ、件数がわずか6件であるので、直ちにこれを基準として決めるのは難しいのではないか。もう少し観察、分析をしてはどうか。（山口先生）

地公災などは、週40時間と具体的に記載している。生理的な睡眠が確保できないということをどのように考えて、入れ込むか、検討する必要があるのではないか。（黒木先生）

発症前は、例えば1カ月ではなくて、1週間、2週間で、発症前が夜勤あるいは深夜労働が集中して、夜も遅くまでやって帰る。睡眠も確保できないような状況が数週間続いているという状況だと、因果関係は肯定できるという気がする。だから、1カ月というよりも、時間外労働時間が発症前2~3週間前が大変な状況であったというのであれば、過重性は高いと考えてもいいのではないか。

大変な状況というのは、事例によると思うが、ほとんど毎日出てきている、深夜に帰っているという状況。あるいは職場で寝泊まりをしているとか、そのような状況が数週間ということである。（黒木先生）

睡眠時間が4時間になるケースというのは、時間外労働は6時間になっている。民間は6時間だったら深夜業にかかるので、どちらかというところのようなきは土日に出てくるようになる。6時間長く働いて、土日休んでいるというのは民間ではあまりないように思う。したがって、土日の休日が取れているか取れていないかという要素を、どこかで入れてはどうか。（岡崎先生、山口先生）

少ないが時間外労働時間が160時間のものが5件ある。連続してというのが重要である。いまの極度がそうであるが、休日なしに働いたということも、重要な目安になっていると思うが、そうすると150時間内外の数字が出てくることも、地公災の例示も40時間。それは3週間だと120時間になる。（荒井先生）

連続勤務は労働条件としては厳しいものと言えるのではないか。(黒木先生)

極度の長時間労働は資料では、120 時間を超えた例では全件認定になっているので、120 時間を基準にしたらよいのではないか。

あまり労働時間を厳しくしてしまうと、本来テーブルに乗るべき案件が、どんどん落とされていってしまうのではないかという懸念がある。ちょっと甘いかもしれないが。(織先生)

120 時間以上だと全体が 20 件で、業務上の認定が 20 件となっているが、ここでこれを採用してやっていいかどうか難しい。20 例では実証的な基礎が足りないのではないか。(山口先生)

発症前 1 カ月前が睡眠が取れていないというのは大きな要素にはなる。もちろん 6 カ月前から長時間残業は発生しているのだけれども、発症した時点から、その直前の状況がどのようなものだったかというのは、長時間労働が精神疾患発症に関係していると言えるのではないか。(黒木先生)

何時間あったから絶対に精神障害が発症するというのは、時間外労働だけで特定するのであれば、100 時間では難しいのではないか。あくまで出来事とのセットで考えるべきではないか。(黒木先生)

年齢が 35 歳を境にリスクが大きく異なる、極度の長時間労働について、年齢を考慮してはどうか。(荒井先生)

実際には年齢を見て、年寄りだからきつかったであろうという推定は働くかもしれないが、若いからいくら働いてもいいのだとは言えないのではないか。(山口先生)

複雑化しないということが今回の趣旨なので、年齢ごとに基準を設ける等ではなく、年齢は留意する項目としてはどうか。(岡崎先生)

## 2 出来事との関連で強い心理的負荷と評価できる労働時間（恒常的な長時間労働）について

長時間労働と他の類型が併存する場合には確実に強度は増していくのではないか。労働時間は比較的明確な基準、証拠等も収集しやすいので、特定の出来事が併存する場合に、平均的強度を高める中で、時間については格別の扱いをしてはどうか。（織先生）

労働時間数は、精神障害の場合は何時間ということでは出ていないが、判例では脳心の基準で勝手に認定したり、60時間ぐらいなら課長の性格が悪いから発症したとか、いろいろなものを足し算している。精神障害の場合でも労働時間は非常に大きな要素になってくる。それに対する対応をする必要があるのではないか。（岡崎先生、織先生、山口先生）

労働時間という要素と複数の出来事である要素というのは、評価表の運用に関する規則みたいなもので特記したほうが使いやすく、客観化しやすくなるのではないか。例えば評価表に、運用に関する留意点というものを作ってはどうか。（山口先生）

過去6カ月間に近接あるいは連続して出来事が生じた場合で、その生じた出来事の中に長時間労働をもたらすものがあったという場合、業務自体に困難性と責任性が非常に高いものが含まれている場合には、それに留意して評価すべきではないか。（荒井先生）

業務の重要さ、難度、責任度というのは、まさに評価表の強度の修正要素になっているので、それを別の運用の何かとして書き出すのは難しいのではないか。（山口先生）

100時間以上の時間外労働の労災認定患者と、99時間以内と比べると、出来事として多いのはノルマを達成できない、過重な責任、仕事の失敗の中のノルマが達成できないという事例は、100時間以上の時間外労働者に多いというデータも出ている。なぜノルマが達成できないかというのは、いろいろな理由がそれに付随していると思われる。あるいは原因であったり誘因であったりということがあるので、そこから過重性が出てきて、精神疾患の発症につながっていくのではないか。（黒木先生）

長時間労働がある場合には、ほかの出来事との組合せにおいて心理的負荷強度が「強」になる可能性が高いものとして考える。100時間で特別な要素があれば評価を高くするというのは従来のやり方で、これは問題ないのではないか。(岡崎先生、山口先生)

明確化するためには、1カ月当たり、例えばここには概ね100時間程度の時間外労働があることが、心理的負荷評価表の具体的出来事の1つに書いてあって、それが心理的負荷の強度でⅡであれば、先ほどのほかにもう1つ出来事があれば、それは強度Ⅲになるというのが考え方として、非常にわかりやすいと思う。そういう意味では1カ月当たり概ね100時間がいいのか、120時間がいいのかといった議論はあると思うが、このリストの中に、1カ月当たり概ね何時間程度の時間外労働があるということが、1つの心理的負荷の要素なのだということがわかりやすく書いてあると、非常にいいのではないかと。(清水先生)

100時間として、いろいろな状況を加味するとしたほうが漏れが少ないのではないかと。(岡崎先生、鈴木先生)

何時間あったから絶対に精神障害が発症するというのは、時間外労働だけで特定するのであれば、100時間では難しいのではないかと。あくまで出来事とのセットで考えるべきではないかと。(黒木先生)(再掲)